

万博における特殊構造を用いた仮設建築物の構造耐力上の安全確認方法にかかる 「指定性能評価機関に周知」等について

万博における特殊構造を用いた仮設建築物の構造耐力上の安全確認方法について、国土交通省との意見交換を踏まえて下記内容に改めることを、指定性能評価機関や指定確認検査機関へメール送信するとともに、本市ホームページに掲載

(従前は、回答欄①に限定 ⇒ 方法として①～③のいずれでも可とした。実質的には、相対的に最も簡易な③が選択される。)

質疑	回答
新技術の発信の場である万博では、新材料や自然素材など建築基準法で想定していない材料を用いた構造方法の建築計画が想定されるが、このような建築物の法第 20 条への適合確認はどのように行われるのか。	<p>ご質問のような特殊な構造方法の建築物は、政令で定める技術的基準がないため、別の方法により、法第 20 条に規定されている「安全な構造のもの」であることを明らかにする必要があります。</p> <p>このことについて、<u>次のいずれかの方法により法第 20 条への適合確認を行います。</u></p> <p>① 法第 38 条に基づき「政令で定める技術的基準に適合するものと同等である」旨の認定を受けること。</p> <p>② 法第 20 条第 1 項第一号の規定に基づく認定を受けること。</p> <p>③ <u>指定性能評価機関により「法第 20 条第 1 項第一号に定める基準に準じた構造計算による安全性」「耐久性等関係規定に対する技術的見解」に関する<u>認定を受けること。</u></u></p>

※ 本市ホームページ「2025 年国際博覧会における建築基準法第 85 条第 5 項及び第 6 項の規定に基づく仮設建築物許可基準等『許可基準及び手続要領に関する Q&A』」に掲載
(<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000549781.html#QA>)